

## 「ビジネスチャンス・ナビ2020」

### 運営及びヘルプデスク業務委託仕様書

#### 1 目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催に関連する様々なビジネスチャンスを中小企業に行き渡らせるとともに、東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を中心とした官公需案件の入札情報や民間の発注案件を掲出する「ビジネスチャンス・ナビ2020」を円滑に運営するために本委託を行うものである。

#### 2 契約期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 3 履行場所

(公財)東京都中小企業振興公社(以下「委託者」という。)から公共交通機関を使用し、1時間以内に移動できる場所で、委託者が承認した場所とする。

#### 4 使用言語

日本語。ただし契約期間内に、電話またはメールでの英語対応が可能な体制が準備できること。

#### 5 入札参加資格要件

(1) 東京都競争入札参加資格関係について、以下①から④のすべてを満たす者。

- ① 東京都における平成27年度物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「121 情報処理業務」に登録がある者であること。
- ② 希望票提出時に「機密保持契約」及び契約締結時に「個人情報の取り扱いに関する契約」を締結できること。
- ③ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ④ 東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第54号)に定める暴力団関係者または、東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る)でないこと。

(2) 実績

受託者は、希望票提出時に以下の実績を有することを実績一覧表に記載の上、提出すること。

- ① 国、都道府県又は政令指定都市において、審査業務を受託し実績を有すること。
- ② 国、都道府県又は政令指定都市において、コンタクトセンタの業務を受託した実績を有すること。
- ③ 自社納入以外のソフトウェアに対する問い合わせ対応の実績。
- ④ 入札システムに関するヘルプデスクの運用実績があること。

⑤ 申請受付業務について、300件/日以上審査処理案件運用実績があること。

### (3) 公的資格

受託者は、希望票提出時に以下に示すすべての公的資格要件を満たしていることがわかる資料を提出すること。

- ① 国際規格 (ISO9001) を認証基準とする品質マネジメント認証を受けていること。
- ② 国内規格 (JIS Q27001) または国際規格 (ISO/IEC27001) 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。
- ③ プライバシーマークを取得している事
- ④ COPC®CSP規格を認証基準とするコンタクトセンタの品質認証を直近5年以上連続で受けていること。
- ⑤ システム監査企業台帳登録企業であること。
- ⑥ AWSに関する技術体制があること (具体的には、APNコンサルティングパートナー (SI) であること)。

## 6 委託内容及び成果物

本業務の委託内容及び成果物は、指名入札参加事業者決定後に配布される「「ビジネスチャンス・ナビ2020」運営及びヘルプデスク業務委託業務内容」にて開示する。

## 7 施設等の使用

- (1) 本業務に必要な拠点、機器設備を受託者が準備すること。
- (2) 使用する回線は、受託者が準備すること。詳細は指名入札参加事業者決定後に配布する。

## 8 機器等の使用

受託者は、本業務を遂行するために必要な範囲で、委託者の承認を得て、委託者の管理する機器等を使用することができる。

## 9 業務の実施状況報告

委託者は、本業務の実施状況について随時に調査し、定期的に受託者に対し、本業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は適正な履行その他必要な指示をすることができる。受託者は委託者の指示のとおり速やかに対応しなければならない。

## 10 検査について

- (1) 受託者が検査を請求する場合は、検査日までに、検査に必要な書類を委託者に提出しなければならない。
- (2) 前項に定める書類のほか、受託者は、委託者の指示に従い、本業務の状況報告書を委託者に提出しなければならない。

## 11 支払い方法

適法な支払請求書が提出され、公社にて受理した日から30日以内に指定口座に払い込むものとする。

## 12 契約の解除

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責を負わないものとする。また、受託者は契約の解除に伴う委託者の直接及び間接に生じる損害を補償しなければならない。

(1) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。

(2) 業務内容に規定された内容が受託者により履行されないと委託者が判断したとき。

## 13 情報セキュリティ

受託者は、本業務の遂行における情報セキュリティを確保するため、別紙6「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を守らなければならない。

## 14 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委任し、又は業務を他の者に請け負わせてはならない。但し、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 15 業務の下請負

受託者は、業務の一部を他の者に請け負わせる（以下「下請負」という。）場合は、次の要件を満たす下請負人を選定する。

(1) 東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置期間中でないこと。

(2) 東京都の競争入札参加有資格者でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。

## 16 統括責任者及びスーパーバイザーの届け出

受託者は、契約締結後速やかに本業務に実質的に係る統括的な責任者及び委託者と緊密に連絡のとれるスーパーバイザーについて、所属、役職、氏名、業務経験等を委託者に書面により届け出て委託者の承諾を得ること。また、原則委託者からの指示による以外の事由において、交代することは認めない。ただし、真にやむを得ない場合に限り、書面により届け出て委託者の承諾を得ることができる。

## 17 その他

(1) 受託者は、いかなる場合においても本業務において知りえた本業務にかかる事項及び付随する事項について第三者に漏らしてはならない。

(2) この仕様書に定めのない事項については、別紙6「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）によることとし、特記仕様書にも定めのない事項について疑

義が生じた場合は、別途協議するものであること。

(3) 受託者は本業務を履行するに当たり、受託者に係る旅費等、その他の諸経費は受託者が負担すること。

(4) 暴力団等排除に関する特約事項については、別紙2に定めるところによる。

## 暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力を行うこと。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。